

県南広域振興局長告示第146号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、照井土地改良区（一関市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成27年10月2日

県南広域振興局長 堀 江 淳

理事

阿 部 正 人 西磐井郡平泉町平泉字山岸60番地